

特記仕様書

(一般事項)

第1条 本業務における一般事項は、下記による。

- ・ 図面及び特記仕様に記載されていない事項については、「公共建築改修工事標準仕様書」, 「公共建築工事標準仕様書」等の関連する諸基準に基づき実施すること
- ・ 業務に先立ち、実施工程表、施工図等を作成・提出し監督員と協議のうえ業務を実施すること。また、改修範囲を確認し、設計図書等の相違があれば、監督員と協議すること
- ・ 作業時間は9時から17時の間に行うこと。また、休日に作業を行う場合は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。ただし、平日・休日ともに施設管理者の都合により作業中止を求める場合がある

(発生材の処理について)

第2条 受注者は、発生材の処理については、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令に従い処理すること。

また、発生材の内、アルミ扉、コンクリート（鉄筋）については、次に掲げる場所に搬出すること。

- ・ コンクリート（鉄筋）
 (株)徳島機械センター 徳島市丈六町森の木9-1
- ・ アルミ扉
 旭鋳石(株) 徳島市飯谷町枇杷の久保20

コンクリート（鉄筋）については、上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。なお、搬出先については、中間処理施設のみとする。

アルミ扉については、処理施設の状況、処理方法を勘案し、業務実施前に改め監督員と協議のうえ決定するものとする。また、この内容によっては、変更の対象となる場合がある。

(完成図・写真等)

第3条 工事写真については、完成、着手前、施工中、資材のものを作成、提出すること。完成図については、製本2部、電子データ2部（PDF形式、SFC形式でCD-Rに収めたもの）を提出すること。

(使用材料について)

第4条 使用する建具については、性能を有することを証明する書類を提出し、監督員の承諾を受けること。

(その他)

第5条 本仕様書に定めのない項目については、監督員と協議のうえ定めるものとする。